

HP掲載用資料

令和3年度輸出環境整備推進委託事業 (EUにおけるAMR規則改正準備状況調査)

NOMURA RESEARCH INSTITUTE CONSULTING AND SOLUTIONS INDIA PRIVATE LIMITED

7th Floor, Tower A, Building No.5, DLF Cyber City,
Phase III, Gurgaon, Haryana 122 002 India

2021年11月01日

NRI

Share the Next Values!



01 動物用医薬品規則2019/6の概要

02 動物用医薬品規則2019/6の関係法令・規則

03 各国の状況

本資料の要点まとめ

背景 時期

- ▶ EUは薬剤耐性の対策として、動物用医薬品の規制であるEU規則2019/6を採択、2022年1月28日から運用が開始される。

関係 法令

- ▶ この規則で、EUは「人体用抗菌剤の指定基準」、「人体用に使用が制限される抗菌剤のリスト」、「第三国からの輸入に関する規則」を作成しており、これらの法令はEUに輸入される畜水産物にも適用されるため、関連する日本の事業者にも適用される。

規則 法令 概要

- ▶ 「人体用に使用が制限される抗菌剤のリスト」は「人体用抗菌剤の指定基準」に基づき、作成される。このリストに指定された抗菌剤をEUに輸出する動物または動物由来の製品に使用することも禁止される。また、同規則により日本からEUに輸出する動物または動物由来の製品に対して、成長促進や生産量増加を目的とした抗菌剤の使用が禁止される。

現状

- ▶ 日本の事業者にとって最も重要な「人体用に使用が制限される抗菌剤のリスト」及び「第三国からの輸入に関する規則」は現在詳細が公開されていない。

動物用医薬品規則2019/6の概要

薬剤耐性について

薬剤耐性とは

- 感染症は細菌やウイルスなどの病原体によって引き起こされる病気。
- この感染症の内、細菌が原因のものに対する治療として有効な薬が抗菌薬。
- 抗菌薬は細菌を殺す、その増殖を防ぐ働きをする薬剤で抗生物質や抗生剤とも呼ばれる。この資料では主に抗菌剤と表記。
- 薬剤耐性とは、抗菌剤に対する細菌の抵抗性のこと。耐性を持った細菌に対して抗菌剤を使用すると、狙い通りに細菌を殺すことができず、薬剤耐性菌が生き残り、増加する。その結果、病気の人や動物に対して抗菌剤が効きにくくなる、又は効かなくなる。
- 薬剤耐性が増加することで、感染症の流行及び重症化のリスク増加が懸念される。
- 2050年には、世界の薬剤耐性菌感染症による死亡者数は年間1,000万にまで達するという予測もされている。
- 薬剤耐性菌は動物への抗菌剤での治療効果を減弱する。また、薬剤耐性菌は、畜産物に付着する可能性があり、洗浄や加熱が不十分だと、その細菌が人の体内に取り込まれ、感染症の原因となった場合には、治療が難しくなる可能性がある。
- 2015年に世界保健機関（WHO）総会で「薬剤耐性に関する国際行動計画」が採択されるなど、世界中で深刻な問題となっている。

EU規則2019/6の目的

EU規則2019/6の採択の背景

- EUは薬剤耐性の問題への対策として、動物用医薬品規則2019/6を採択。同規則は2022年1月28日に適用が開始される。
- 本規則の一部はEUに輸入される畜水産物にも適用されるため、日本の関連事業者は本規則への対応が必要となる。

EU規則2019/6の目的

- 現代的かつ革新的で、目的に合った動物用医薬品の法的枠組みの提供。
- EU内の市場の統合性の強化。
- 行政の負担の軽減。
- 動物用医薬品の技術革新の促進および入手の可能性の向上。
- 薬剤耐性（AMR）を持つ菌への対応の強化。
- 経済的に継続可能かつ安全な薬剤添加飼料の生産の確保。

EU規則2019/6の主な構成と内容

EU規則2019/6の内容

- 同規則は主に以下の9つの章によって分類されている。各章は複数の節で成り立ち、各々の節は複数の条項で構成されている。以下に表記した関連性の高い条項については、詳細情報をページ7、8に記載している。
 1. 主題、範囲、定義
 2. 販売承認、一般規定および申請に関する規則
 - 第七節：販売承認申請の審査と承認の根拠
 - 条項37：販売承認拒否の決定（P.07）
 3. 販売承認の手続き
 4. 販売承認の認可後の措置
 - 第二節：加盟国によるデータ収集と販売承認者の責任
 - 条項57：動物に使用される抗菌性医薬品のデータ収集（P.07）
 5. ホメオパシー動物用医薬品
 6. 製造、輸入、輸出
 7. 供給と使用
 - 第三節：使用
 - 条項107：抗菌性医薬品の使用について（P.07）
 - 条項108：食料生産動物の所有者および飼育者による記録の保持（P.08）
 - 条項118：EUに輸入される動物または動物由来の製品（P.08）
 8. 検査と管理
 9. 制限と罰則

日本からEUへの農林水産物・食品の輸出に関する条項の詳細（1/2）

- 規則2019/6の関連条項を以下にまとめた。なお、各条項の全文翻訳はAnnexに記載。

条項37：販売承認拒否の決定

- 成長促進や生産量増加を目的とした抗菌剤の販売は承認されない。
- 薬剤耐性のリスクが高い動物用医薬品や人体用に使用が制限された抗菌剤を用いた動物用医薬品の販売も認可されない。
- 人体用に使用が制限された抗菌剤の詳細は委任法令および実施法令に記載される。

条項57：動物に使用される抗菌性医薬品のデータ収集

- EU加盟国は動物に使用する抗菌剤の販売量および使用量に関するデータを収集する必要がある。
- 加盟国は動物に使用する抗菌性医薬品のデータを動物種別、医薬品の種類別の販売量および使用量で収集し、欧州医薬品庁に提出しなければならない。
- 欧州委員会は委任法令によって、データを収集するべき医薬品の種類、データの品質を保証するための取り組み、データの収集方法などを規定する。

条項107：抗菌性医薬品の使用について

- 抗菌剤の日常的な使用または不適切な動物の管理を補うための使用を禁止する。
- 成長促進や生産量増加を目的とした抗菌剤の使用も禁止する。
- 感染予防目的の抗菌剤の使用も一部例外を除き原則禁止とする。

※委任法令および実施法令についての詳細は後述。

日本からEUへの農林水産物・食品の輸出に関する条項の詳細（2/2）

- 引き続き同規則の関連性が高い条項の詳細をまとめた。各条項の全文翻訳はAnnexに記載。
- 日本の事業者には条項118が最も重要と見られる。

条項108：食料生産動物の所有者および飼育者による記録の保持

- 食料生産動物の所有者、または飼育者は使用した医薬品の記録と処方箋のコピー（該当する場合）を保管する必要がある。
- 保管する記録には初投与日、投与した医薬品の名称、投与量、医薬品サプライヤーの名称及び住所、治療対象の動物情報、処方した医師の名前及び連絡先、治療期間などが含まれる。
- 加盟国は必要であれば記録保持に関する追加事項を規定できる。

条項118：EUに輸入される動物または動物由来の製品

- 成長促進剤や生産量増加を目的とした抗菌剤の使用の禁止は第三国の事業者に適用される。
- 第三国の事業者はEUに輸出する動物または動物由来の製品に対して、「人体用に使用が限定される抗菌剤のリスト」に含まれる抗菌剤を使用してはならない。
- 委任法令に「第三国からの輸入に関する規則」の詳細が記載される。（現在未公開）

動物用医薬品規則2019/6の関係法令・規則

規則2019/6の構造

- EUの法律は欧州議会及び理事会が採択する規則に加え、欧州委員会が採択する非立法の委任法令（Delegated Acts）と実施法令（Implementing Acts）によって構成される。
- **太字**で表記された委任法令及び実施法令は日本の関連事業者に適用される。

委任法令

人体用抗菌剤の指定基準

EUに輸入される動物または動物由来の製品に関する詳細な規則

動物に使用される抗菌性医薬品のデータ収集に関する要求事項

ウマ属の単一生涯識別文書に含まれる情報の内容とフォーマット

⋮

- 規則を修正または補足するために採択する法令。委任法令には以下の制限が存在する。
 - 委任法令は基になる規則の本質的な要素を変更することは出来ない。
 - 規則は委任法令の目的、内容、範囲、期間を定義する必要がある。
 - 欧州議会及び欧州理事会は委任法令を撤回するまたは異議を唱えることが出来る。

実施法令

人体用に使用が限定される抗菌剤のリスト

動物用医薬品の適正流通基準

評価を必要としない変更のリスト

医薬品安全性監視の基準

動物に使用される抗菌性医薬品に関するデータ収集のためのフォーマット

⋮

- 実施法令は高度な技術的側面に関して規則をどのように施行すべきかを規定する法令。
- 委任法令とは異なり、欧州議会及び理事会は実施法令の内容を精査することは出来るが、拒否権を行使することは出来ない。

7法令※
存在する

19法令※
存在する

各法令の採択・公表プロセス

- 委任法令及び実施法令は以下のプロセスを経て公表される。
- 欧州委員会は各EU加盟国を代表するメンバーによって構成される専門家グループ（委任法令の場合）または委員会（実施法令の場合）との協議のうえ、法令を準備・採択する。EUの市民及び関係者は4週間の間、公表された法令の草案に対してフィードバックを行うことが可能。
なお、委任法令の場合は欧州委員会が採択してから2ヶ月の間、欧州議会および理事会が異議申し立てを行う期間がある。異議申し立てが無い場合、委任法令は適用される。
- EU2019/6ではまず欧州委員会が欧州医薬品庁(EMA)に標準化要求（与えられた期限内の規格の開発を要求）を提出、EMAは要求に基づき、提言を行う。また、関係者もそれぞれの知見を提供する。欧州委員会はこれらに基づき、草案を作成、公開する。市民などからのパブリックコメントの収集を経て、最終版の完成及び採択が行われる。

EU規則2019/6における情報の公表プロセス



日本からの牛肉・水産物等の輸出に関する委任法令等

- 公開されている7件の委任法令の情報を以下にまとめた。
- 下表の赤枠の法令2件に関しては、日本の事業者に適用される。「人体用抗菌剤の指定基準」の詳細は後述する。
- 下表の青枠の法令2件に関しては、日本の事業者には適用されないが、参考情報として後述する。

法令名	法令概要	対象	現状
人体用抗菌剤の指定基準	動物への使用が禁止される抗菌剤を指定する際の条件を記載	EU各国及び第三国	委員会により採択済み
EUに輸入される動物または動物由来の製品に関する詳細な規則	詳細は不明	第三国の事業者	未公開
薬剤添加飼料以外で経口投与が認められ、処方されている動物用医薬品の効果的かつ安全な使用を確保するための適切な措置に関する規則	事業者向けの動物用医薬品の経口投与による投与法や管理の基準、製造事業者向けの製造、販売及びラベリング基準等が記載	EU各国の事業者	EMAによる提言が完了
動物に使用される抗菌性医薬品のデータ収集に関する要求事項	動物用医薬品の売上および使用データの収集に関する義務付けを規定	EU各国	全プロセス完了
Annex IIの改正	動物用医薬品の販売承認を取得する際に提出が必要な書類の内容の変更	医薬品製造業者	全プロセス完了
ウマ属の単一生涯識別文書に含まれる情報の内容とフォーマット	単一生涯識別文書の内容及びフォーマットはEU規則2015/262に規定されたものを活用する	EU各国	全プロセス完了
欧州委員会が動物用医薬品の販売承認保有者に金銭的な罰則を課すための規則と手続き	詳細は不明	不明	未公開

委任法令「人体用抗菌剤の指定基準」の概要

- 「人体用抗菌剤の指定基準」の概要を以下にまとめた。
- この基準に基づき、「人体用に使用が限定される抗菌剤のリスト」は制定される。
- このリストに指定された抗菌剤はEUに輸出する動物または動物由来の製品に使用できない。

「人体用抗菌剤の指定基準」

- この基準は以下の3つのパートで構成される。これら全ての基準を満たす抗菌剤は、リストに含まれる。
- パートA：人間の健康に対する重要性の高さ
 - 重大な疾病及び感染症の治療に必要不可欠な抗菌剤と見なされる場合、この基準を満たす。
- パートB：耐性の伝播リスク
 - 抗菌剤に対する耐性の伝播が発生しており、動物から人間への伝播が重大である場合、この基準を満たす。
(動物への使用が許可されている抗菌剤の場合)
 - 抗菌剤に対する耐性の伝播が発生する可能性があり、動物から人間への伝播が重大になる可能性が高い場合、この基準を満たす。(動物への使用が禁止されている抗菌剤の場合)
- パートC：動物の健康のために必須ではない抗菌剤
以下のいずれかの条件に合致する場合、この条件を満たす。
 - 動物の治療に抗菌剤が必要不可欠でない場合。
 - 代替医薬品が存在する場合。
 - 抗菌剤の不使用により動物に発生する問題が限定的であり、公衆衛生上その抗菌剤を使用しないことが望ましい場合。

(参考資料) 「動物用医薬品の経口投与に関する規則」の概要

- 「薬剤添加飼料以外で経口投与が認められ、処方されている動物用医薬品の効果的かつ安全な使用を確保するための適切な措置に関する規則（以下、動物用医薬品の経口投与に関する規則）」の概要を以下にまとめた。
- 第三国には適用されないものの、動物用医薬品の使用基準として関連性があると見られる。
- 同規則は現在、欧州医薬品庁（EMA）からの提言の段階まで進捗している。

「動物用医薬品の経口投与に関する規則」

【標準化要求の概要】

- 薬剤添加飼料による投薬とそれ以外の動物用医薬品の経口投与の境界線についての対処。
- 投与方法、治療する動物の数、動物用医薬品の販売用量（パックサイズ）の確認。
- 経口投与が認められる動物用医薬品の特性についての概要。
- 各動物用医薬品をリスクごと区別化。
- 異なる種用の動物用医薬品における特別な製造条件及び使用条件。

【EMAからの提言の概要】

- 経口投与される動物用医薬品を使用する際の対象は個々の動物に限定されなければならない。
- 飲料水を介して投与される場合、製品情報には混合手順を記載する必要がある。
- 農場で食料生産動物に動物用医薬品を経口投与する場合、汚染を防ぐために適切な洗浄、保管、システム設計が求められる。
- 飼育者は汚染を防ぐ、適切な技能、知識が求められる。飼育者向けの具体的なガイドラインの発行が望ましい。

(参考資料) 「動物に使用される抗菌性医薬品のデータ収集に関する要求事項」の概要

- 「動物に使用される抗菌性医薬品のデータ収集に関する要求事項」の概要を以下にまとめた。
- 各加盟国は動物用抗菌剤の販売数および使用データを収集し、EMAに報告することが義務付けられる。
- また、データ収集においては半自動または全自動のシステムを構築することが求められている。

「動物に使用される抗菌性医薬品のデータ収集に関する要求事項」

- 条項1：EU加盟国は動物用抗菌剤の販売数データを収集し、欧州医薬品庁に報告する。
- 条項3：EU加盟国は動物用抗菌剤の使用データを収集し、欧州医薬品庁に報告する。
- 条項6：収集、報告されるデータは正確、完全で、一貫性が無ければならない。
- 条項7：加盟国は適切なデータ品質管理手順を含むデータ品質マネジメント計画を立案する必要がある。
- 条項11：販売数のデータを収集する適切な手段として、以下のデータ提供者を考慮する。
 - 販売承認者、卸売業者、小売業者、飼料工場、薬局または獣医師
- 条項12：加盟国は動物用抗菌剤の使用データを以下の対象から収集する。
 - 獣医師、小売店、薬局、飼料工場、農家やブリーダーなどのエンドユーザー。
 - 収集するデータの項目は健康記録、治療日誌、納品書、農場からの請求書、処方箋、薬局の記録、動物病院の記録など。
- 条項14：加盟国は、データを収集するために、半自動または全自動の継続的なデータ収集システムを構築する。

実施法令「人体用に使用が制限される抗菌剤のリスト」の概要

- 「人体用に使用が限定される抗菌剤のリスト」の標準化要求の内容を以下にまとめた。
- このリストに含まれた抗菌剤は動物に使用することが出来なくなる。またこの規制が第三国に適用される。
- 関連性が高い重要な法令ではあるが、現状標準化要求から進捗が無く、詳細は不明。

「人体用に使用が限定される抗菌剤のリスト」における標準化要求

- このリストは2022年1月28日から適用される。
- 欧州委員会は、EUおよび世界レベルでの薬剤耐性対策を強く支持している。抗菌薬の誤用や過剰使用は、様々な経路で人間に広がる可能性のある抗菌薬耐性菌の重要な供給源となる。そのため、動物における抗菌剤の使用管理を改善することが最も重要であり、特に、人間の医療に欠かせない抗菌薬の使用を管理し、その有効性を維持することが重要と考える。
- このような背景から、欧州委員会は欧州医薬品庁に人体用に確保すべき抗菌薬リストの内容について、科学的な提言を依頼する。
- なお、すでに販売許可を得ている抗菌剤と、まだ販売許可を得ていない抗菌剤（将来的に特定または開発される新しい抗菌剤または抗菌剤のグループを含む）の両方が、評価基準の対象となる。
- 第三国の事業者は、リストで指定されたこれらの抗菌剤を、当該第三国からEUに輸出される動物または動物由来の製品に使用してはならない。
- 欧州医薬品庁からの提言提出の期限は2020年10月末。（未公開）

(参考資料) その他の実施法令について (1/2)

- 現在19件ある実施法令の内、5件の法令の情報を以下にまとめた。
- 下表の赤枠の法令1件に関しては、日本の事業者には適用される。従って、日本の事業者は「人体用に使用が限定される抗菌剤のリスト」に含まれる抗菌剤を使用した動物または動物由来の製品をEUに輸出することが出来なくなる。
- 19件の内、8件の実施法令は詳細情報が未公開のため、それらの法令の情報は今回記載していない。

法令名	法令概要	対象	現状
人体用に使用が限定される抗菌剤のリスト	動物への使用が禁止される抗菌剤の具体的なリストが記載される	EU及び 第三国	標準化 要求
条項112～114に従って使用してはならない抗菌剤、または一定の条件の下で使用することができる抗菌剤のリスト	EU加盟国において動物の治療に必要な医薬品が承認されていない場合、獣医師が各自の責任で行える特例的対処法について記載される	EU各国の 獣医師	標準化 要求
動物に使用される抗菌性医薬品に関するデータ収集のためのフォーマット	データ収集の際に使用するフォーマットの規定について記載される	EU各国	関係者の 提言
動物用医薬品の出発物質として使用される活性物質の適正流通基準	動物用医薬品の利用可能性を保つため、活性物質の適正流通基準について記載されている	製薬会社、 輸入業者 など	委員会に より採択済み
動物用医薬品の適正流通基準	サプライチェーン全体での動物用医薬品の同一性、トレーサビリティ、品質等を保障するための適正流通基準が記載されている	卸売業者	パブリック コメント

(参考資料) その他の実施法令について (2/2)

- 公開済みの残り6件の実施法令に関する情報を以下にまとめた。
- 主にEUで動物用医薬品を製造・販売する会社などが対象となる法令となっている。
- 日本の輸出事業者にはあまり関連性が高くないと見られる。

法令名	法令概要	対象	現状
動物用医薬品に関するユニオンデータベースのために必要な措置および実務上の取り決め	EU各国の動物用医薬品の情報を提供することで市場の統一性を高めることを目的としたユニオンデータベースの構築及び維持のための取り決めについて記載	EU各国	全プロセス完了
評価を必要としない変更のリスト	販売承認がされた動物用医薬品に科学的再検査無しで加えることが可能な変更のリストが記載	製薬会社	全プロセス完了
医薬品安全性監視の基準	医薬品安全性監視の基準、システム、責任者などについて記載	販売承認保持者	パブリックコメント
医薬品安全性監視システムのマスターファイルの内容とフォーマット及びその要約	医薬品安全性監視システムのマスターファイルに必要な情報及びその要約に含むべき情報について記載	販売承認保持者	パブリックコメント
動物用医薬品の遠隔販売サイトに表示される共通ロゴのデザイン	動物用医薬品の遠距離での販売が法的に認められていることを示すロゴに関する規定	EU各国	パブリックコメント
ウマ属の単一生涯識別文書に含まれる情報を入力するためのモデルフォーム	EU内で生まれたウマ属のID統一申請書及び登録システムに関する規定	EU各国	全プロセス完了

各国の状況

EUにおける「人体用抗菌剤の指定基準」に対する異議

- EU内部では「人体用抗菌剤の指定基準」の見直しを求める決議案を提出された。2021年9月16日にこの決議案は否決された。
- これにより、「人体用抗菌剤の指定基準」に基づく、「人体用に使用が限定される抗菌剤のリスト」の作成が進むと見られる。

EUの状況

- 環境・公衆衛生・食品安全委員会に所属するドイツのマーティン・ホイスリング氏（Martin Häusling）が「人体用抗菌剤の指定基準」の取り消しを求める決議案を提出した。（2021年7月6日）
 - この決議案は以下の理由から「人体用抗菌剤の指定基準」に反対していた。
 - 指定の基準が不当に高い：パートB（耐性伝播のリスク）を満たすためには伝播の証拠及び伝播が重大であることを示す必要がある。これはWHOが設けている基準より厳しい。（WHOでは明確な証拠ではなく可能性だけで十分かつ重大性は求められない）
 - 重要な部分が定義されていない：パートBにおける重大性についての数値または定義が明確ではないため、同基準が不確かなものになっている。
 - パートC（動物の健康のために必須ではない抗菌剤）において動物の健康に関する懸念を過度に考慮している。
 - そのため、WHOの同様の基準から大きく逸脱している。
 - 上記の理由のため、同基準は人間の健康を十分に保護していないため、新たな基準の作成を要求した。
- 2021年9月7日に、欧州獣医連盟（Federation of Veterinarians of Europe）など、約8,000の個人、団体がこの決議案に反対する署名を欧州議会に提出。
- 欧州議会は2021年9月16日にこの決議案を否決した。これにより、欧州委員会は「人体用に使用が限定される抗菌剤のリスト」の作成を開始することが可能となった。

EU規則2019/6の運用のためのEU規則2017/625の改正提案

- EUではEU規則2019/6の「EUに輸入される動物または動物由来の製品」を適切に運用するため、EU規則2017/625の改正が提案された。
- この改正提案は既に承認され、EU規則2019/6における輸出入はEU規則2017/625の対象となった。

EUの状況

- EUでは2021年9月3日にEU規則2017/625の改正が提案された。
- 改正の理由としては、EU規則2019/6には、輸入条件・要件に関する基本的な規定や、輸入品がこれらの要件を遵守しているかどうかの公的な管理に関する規定は含まれていないため、条項118「EUに輸入される動物または動物由来の製品」を適切に適用できないため。
- 本来、EU規則2017/625がその部分を補うはずだが、同規則が動物用医薬品を対象から除外しているため、補うことが出来なかった。
- そのため、EU規則2017/625の改正により、EUの動物および動物由来の製品に関する公式管理システムを活用し、EU規則2019/6の第118条が遵守されることを保証することが出来る。
- この提案に基づき、EU規則2017/625の改正は承認された。これによりEU規則2019/6における輸出入はEU規則2017/625の公的管理対象となる。
- しかし、改正の具体的な内容はEU規則2017/625の公的管理がEU規則2019/6に適用されるという一文のみであり、詳細な輸入のルールは委任法令「第三国からの輸入に関する規則」に記載されると見られる。

スペインの状況

- スペインはEU規則2019/6に遵守するため、国内法の改正を進めている。
- スペインでは規制の整合性を高めるため、積極的な改正に取り組んでいるものの、規制のより具体的な運用に関する情報は現状見つかっていない。

スペインの状況

- スペインはEU規則2019/6に遵守するため、積極的に国内法の改正を行っている。
- その一環としてスペインは、工業的に製造された動物用医薬品に関する勅令の草案を採択した。この草案では医薬品安全性監視や医薬品の承認取得の際の申請書類などの分野をEU規則に整合する形に変更している。
- また、スペインは2021年6月に勅令370/2021も承認している。この勅令によれば、**未使用の薬剤添加飼料および中間製品、期限切れのもの、交差汚染限度を超える量の非処方動物用医薬品を含むもの、およびそれらを入れていた容器は、廃棄物とみなされる**
- また、スペインは動物に使用される抗菌剤のデータ収集義務を果たすため、2019年1月1日から獣医師の抗生物質処方を管理する中央コンピュータシステムを運用している。現在は食料生産動物のデータの報告のみを義務付けているが、報告義務の対象となる動物の種類は拡大する予定。
- 2021年7月には勅令637/2021を採択し、養鶏場の管理に関する規制を導入した。これにより清掃、設備メンテナンス、動物福祉、トレーニング、**抗菌剤の管理**など網羅的なマネジメントシステムの構築が義務付けられた。

The text is framed by two decorative swooshes. The top swoosh is a gradient bar transitioning from blue on the left to red on the right. The bottom swoosh is a solid blue bar.

Share the Next Values!